



令和7年2月21日

東松山市長 森田 光一 様

東松山市下水道事業審議会
会長 野口 健 吉



下水道使用料の改定について（答申）

令和6年10月28日付け東松経発第1007002号で諮問のありました標記の件について、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

下水道使用料の改定について

下水道使用料の算定期間を10年間として算定した結果、現行使用料から平均約54%の改定が必要となるが、下水道使用者の負担増に配慮し、前半5年間は平均約40%の改定、後半5年間はさらに平均約20%の改定とする。

使用料改定の詳細については、以下のとおりとする。

使用料体系（1ヵ月あたり、税抜）

区分（甲）	水量区分	改定前	改定後	改定後
		（現行）	（1段階目）	（2段階目）
基本料金	0～10 m ³	850 円	1,060 円	1,170 円
従量料金 （1 m ³ あたり）	11～20 m ³	100 円	150 円	190 円
	21～30 m ³	120 円	170 円	210 円
	31～100 m ³	140 円	200 円	250 円
	101～200 m ³	170 円	250 円	310 円
	201～1,000 m ³	200 円	290 円	360 円
	1,001～5,000 m ³	240 円	350 円	440 円
	5,001 m ³ ～	275 円	400 円	500 円

【付帯意見】

- (1) 平成9年の使用料改定から27年間使用料を改定せずに事業運営してきたことは、一定の努力として認められる。こうした下水道事業の状況を使用者に周知することは、大変重要である。下水道使用料の改定にあたっては、下水道使用者の理解を得るため、以下の点について、十分な周知に取り組むこと。
 - ・施設の老朽化や今までの事業運営の経緯等、下水道事業の状況
 - ・物価高騰、動力費の上昇及び施設の老朽化による補修・更新費用の増加の状況
 - ・使用料改定の内容
- (2) 下水道処理区域内の下水道未接続世帯に対し、接続の促進を図ること。
- (3) 次回下水道使用料改定の検討については、原則10年後とするが、下水道事業の財政状況等を踏まえ、必要に応じて適切に対応すること。